

議案第20号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石津賢治

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「18,800円」を「24,200円」に改め、同項第3号中「26,300円」を「33,900円」に改め、同項第4号中「37,700円」を「48,500円」に改め、同項第5号中「47,100円」を「60,600円」に改め、同項第6号中「56,500円」を「72,700円」に改め、同項第7号中「65,900円」を「84,800円」に改め、同条第2項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「200万円」を「190万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第20号参考資料

北本市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成21年度から平成23年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>18,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>18,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>26,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>37,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>47,100円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>56,500円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>65,900円</u></p> <p>2 <u>平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第5号イに規定する額は200万円とし、令第39条第1項第6号イに規定する額は500万円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>24,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>24,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>33,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>48,500円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>60,600円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>72,700円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>84,800円</u></p> <p>2 <u>平成24年度から平成26年度までの令第39条第1項第5号イに規定する額は190万円とし、令第39条第1項第6号イに規定する額は500万円とする。</u></p>

(経過措置)

第2条 改正後の第3条の規定は、平成24年度から平成26年度までの介護保険料について適用し、平成23年度までの介護保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、29,100円とする。

2 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、43,600円とする。